

様式 4 の 6 (随意契約)

抽 出 事 案 [物 品] 説 明 書

発注機関名：京都府警察本部会計課

物品名	I C 運転免許証作成用材料
物品概要	I C 運転免許証を作成するにあたり、あらかじめ I C チップを埋め込み、表面に住所、氏名、免許条件、免種等の基本項目を枠取りした免許証のカードベースを、I C 運転免許証作成装置に装填しておき、免許端末装置で住所、氏名、免許条件等を入力するとともに、写真撮影機で顔写真を撮影することにより、カードベースに上記の必要項目が印字等され、I C 運転免許証が作成されるもので、このカードベース（4 種）及びインクリボンを消耗品として購入しているもの。
随意契約とした理由	I C 運転免許証作成用材料の購入にかかる基本契約（契約期間 平成28年 9 月 1 日～平成33年12月31日の64ヶ月）に基づき、年度毎に「個別契約」として単独随意契約を行っているため。
契約経過	●入札経過 ・ 入札公告 平成28年 2 月 2 日 ・ 資料配付 平成28年 2 月 2 日～3 月 1 日 ・ 申請受付 平成28年 2 月 2 日～3 月 1 日 申請者数 3 社 ・ 確認通知 平成28年 3 月10日 ・ 開札 平成28年 3 月15日 入札者数 3 社 ・ 落札者 (株)DNPアイディーシステム ・ 落札金額 5 4 6 , 6 6 5 , 8 9 3 円 (税込) ・ 予定価格 1 , 5 1 1 , 1 1 5 , 6 9 6 円 (税込) ・ 落札率 3 6 . 1 8 %

	●随意契約経過 I C 運転免許証作成用材料は作成機器に適合した消耗品でなければ印字等ができず、各業者の互換性がないことから、機器の賃貸借契約（64ヶ月の長期継続契約）及び材料の購入契約（64ヶ月分）の総額で一般競争入札において業者決定を行っている。材料の購入契約については、長期継続契約の対象外であるため、基本契約で単価を設定した上で、年度毎に個別契約を締結しているもの。
契約業者名	株式会社DNPアイディーシステム
契約金額	115,261,920円

物 品 概 要 説 明 資 料

1 物品概要

(1) 物 品 名

I C運転免許証作成用材料

(2) 納品場所

運転免許試験場、京都駅前運転免許更新センター

(3) 物品概要

I C運転免許証等を作成するため、あらかじめ、I Cチップを埋め込み、表面に免許保有者の住所、氏名、生年月日、免種、免許条件等の必要項目の枠取りを施したカードベースである。

これをあらかじめ、I C運転免許証作成装置に装填しておき、免許端末装置で住所、氏名、生年月日等を入力し、さらに、写真撮影機で顔写真を撮影すると、I C運転免許証作成装置から必要項目が印字、印刷等された免許証等が出て来るもの。

免許証のカードベースの種類としては、

- ・ 優良運転者用（帯が金色）
- ・ 一般・違反・初回運転者用（帯が青色）
- ・ 初心運転者用（帯が黄緑色）

の3種類があり、さらに、

運転経歴証明書用（運転免許証を自主返納した者のうち、希望者が申請できるので、簡単な身分証明書代わりになるもの。）

のカードベースがある。

また、カードベースの他に、I C運転免許証作成装置の専用インクリボンがあり、それぞれ消耗品として購入しているもの。

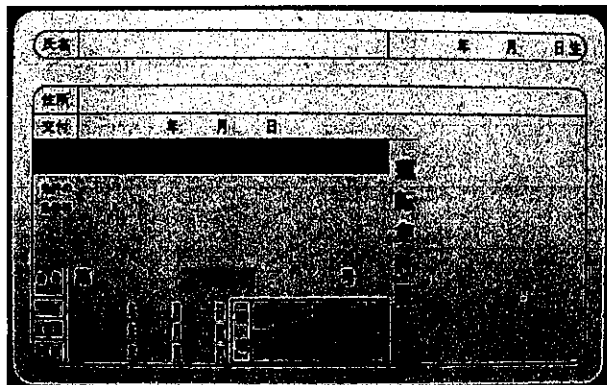
(4) 納 期

平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 30 日（予定）

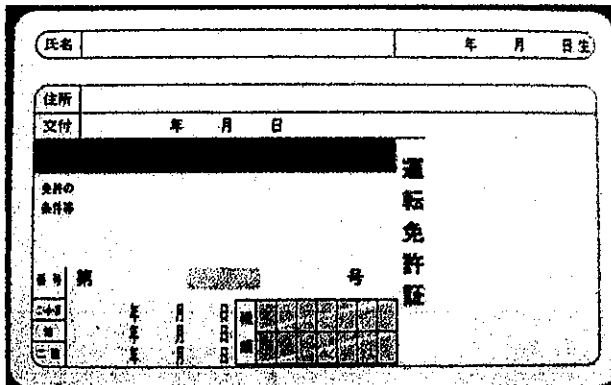
2 IC運転免許証作成用材料の写真

○カードベース

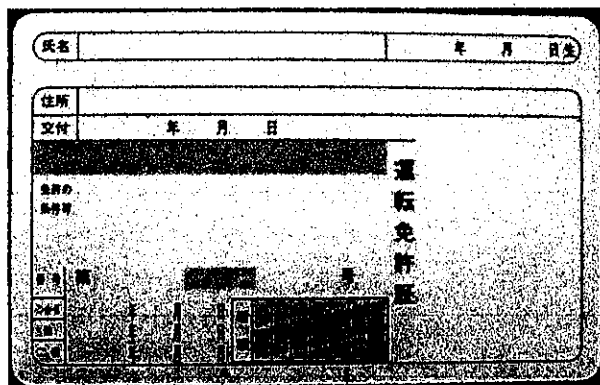
・優良運転者用



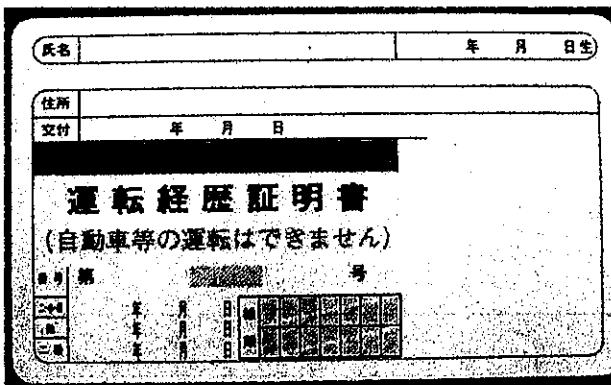
・一般・違反・初回運転者用



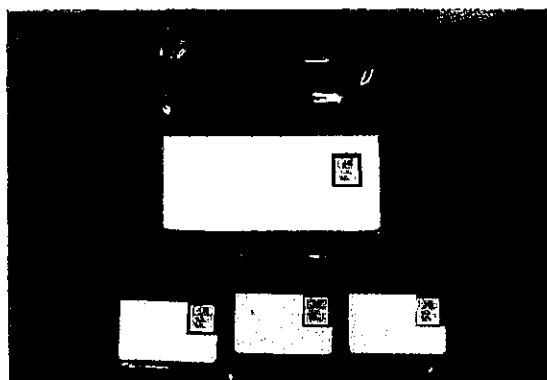
・初心運転者用



・経歴証明書用



○インクリボンカセット



I C運転免許証作成システム機器の賃貸借
及び I C運転免許証作成用材料の購入
仕 様 書

京都府警察本部

I C運転免許証作成システム機器の賃貸借及び
I C運転免許証作成用材料の購入に係る仕様書

第1 趣旨

本仕様書は、京都府警察におけるI C運転免許証作成システム機器の賃貸借及びI C運転免許証作成用材料の購入について仕様を定めるものである。

第2 一般事項

1 業務名称

- (1) I C運転免許証作成システム機器の賃貸借
- (2) I C運転免許証作成用材料の購入

2 納入場所

別紙1「納入場所一覧」のとおり。

3 契約期間

- (1) I C運転免許証作成システム機器の賃貸借

ア 京都駅前運転免許更新センター(仮称)(以下「運転免許更新センター」という。)

契約期間 平成28年9月1日から平成33年12月31日まで(64か月間)

イ 京都府警察自動車運転免許試験場及び指定警察署等(以下「運転免許試験場等」という。)

契約期間 平成29年1月1日から平成33年12月31日まで(60か月間)

- (2) I C運転免許証作成用材料の購入

契約期間 平成28年9月1日から平成33年12月31日まで(64か月間)

4 その他

- (1) 受注者(以下「乙」という。)は、本仕様書により作業に着手する際に、作業計画書を事前に提出して発注者(以下「甲」という。)と協議した後に作業を実施すること。
- (2) 乙は、本仕様書の作業期間中、定期的に進捗状況を甲に報告すること。また、作業計画に影響を及ぼすおそれのある事態が発生した場合、速やかに状況を甲に報告するとともに、事態の解決に努めること。
- (3) 乙は、本仕様書の作業を管理する総括責任者を定めて、甲に通知すること。
- (4) 乙は、甲の指定する場所において委託に係る作業を行う場合、作業実施に関する乙の作業員名簿及び各作業員の誓約書を作成し、書面をもって甲に通知すること。
- (5) 乙は、本仕様書の作業期間中、甲の通常業務に支障を与えることのないよう十分配慮すること。
- (6) 乙は、データ管理体制について万全の措置を講じるほか、次の事項について遵守すること。
 - ア 本仕様書に係る資料は、本仕様書に係る作業、その他甲の指定した目的以外に使用しないこと。
 - イ 履行期間中に業務上知り得た事項については、履行期間中はもとより履行終了後も第三者に漏らさないこと。
 - ウ 作業員、その他の本仕様書の作業に関わる者から個別に誓約書を徴取し、機密保持

の実効性を担保すること。

エ 甲の所有する一切の情報（電磁的記録を含む。）を、甲の許可なく京都府警察の庁舎外に持ち出さないこと。

オ 本仕様書に係る資料は、甲の許可なく、方法の如何にかかわらず複製・複写しないこと。

カ 本仕様書に係る資料は、指示するものを除き、作業期間中は乙の管理のもとに保管し、作業終了後は速やかに甲に返還すること。

(7) 乙は、本仕様書の作業に係る一部を、他の業者に依頼する場合は、事前に甲と協議して承認を受けるとともに、本仕様書と同等の守秘義務契約を依頼先と締結し、その契約書の写しを甲に提出すること。

(8) 乙は、本仕様書に定めのない事項又は疑義のある事項について、その都度甲と協議を行い、指示を受けること。

(9) 乙は、本仕様書に基づき納入する機器等について、別紙2及び2の2「IC運転免許証システム機器更新スケジュール」に示す時期に甲に納入し、各種試験で利用できること。

(10) 次の書類を提出すること。

ア 機器搬入スケジュール表（契約締結後1か月以内）

イ 引渡し完了報告書（機器設置完了時）

ウ 操作説明書（その都度定める）

エ 運用説明書（その都度定める）

第3 機器整備

1 IC運転免許証作成システム機器の仕様

別紙3「IC運転免許証作成システム機器仕様書」のとおり。

2 保守作業

別紙4「保守作業要領」のとおり。

3 搬入調整作業

別紙5「IC運転免許証作成システム機器搬入調整作業要領」のとおり。

第4 運転免許証用ICカード等消耗品

別紙6「IC運転免許証用作成用材料調達仕様書」のとおり。

別紙 1

納入場所一覧

納入場所		品 名	数 量
京都駅前運転免許更新センター（仮称） （平成28年9月開所予定）	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町	直接撮影装置	2式
		バーコードリーダー （直接撮影装置用）	2台
		免許証リーダー （直接撮影装置用）	2台
		写真読込装置 （直接撮影装置用）	2台
		発券システム装置 （直接撮影装置用）	2台
		複写型撮影装置	1式
		本籍印字プリンタ （複写型撮影装置用）	1台
		再作成装置	1式
		免許証印刷装置	3式
京都府警察自動車 運転免許試験場	京都市伏見区羽束師古川町 647番地	直接撮影装置	7式
		バーコードリーダー （直接撮影装置用）	7台
		免許証リーダー （直接撮影装置用）	7台
		写真読込装置 （直接撮影装置用）	1台
		複写型撮影装置	1式
		本籍印字プリンタ （複写型撮影装置用）	1台
		再生専用装置	2式
		本籍印字プリンタ （再生専用装置用）	2台
		再作成装置	1式
		免許証印刷装置	7式
京都府下鴨警察署	京都市左京区田中馬場町6番地	分離型直接撮影装置 バーコードリーダー （分離型直接撮影装置用） 免許証リーダー （分離型直接撮影装置用）	各1式 （計13式） 各1台 （計13台） 各1台 （計13台）
京都府右京警察署 京北交番	京都市右京区京北周山町宮ノ下13-1		
京都府木津警察署	木津川市木津南垣外15番地		
京都府亀岡警察署	亀岡市安町大池8番地		
京都府南丹警察署	南丹市園部町上本町南2-5		
京都府綾部警察署	綾部市宮代町ノ下6, 7, 8合地		
京都府福知山警察署	福知山市字堀小字上高田2103-3		
京都府舞鶴警察署	舞鶴市字南田辺9番地		
京都府舞鶴警察署 東庁舎	舞鶴市字浜2014番地		
京都府宮津警察署	宮津市字鶴賀2151番地		
京都府京丹後警察署	京丹後市峰山町長岡469-1		
京都府京丹後警察署 網野交番	京丹後市網野町網野236番地		
京都府京丹後警察署 久美浜交番	京丹後市久美浜町多茂ノ木3424-1		

京都駅前運転免許更新センター IC運転免許証システム機器導入スケジュール

作業項目		H28.3月			H28.4月			H28.5月			H28.6月			H28.7月			H28.8月			H28.9月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
仕様調整	仕様確認																					
	インターフェース調整																					
開発	機器製作(開発)																					
	設置計画策定																					
	現地調査																					
	NW敷設																					
	電源敷設																					
	試験用機器の設置																					
研修	仮設置																					
	本設置																					
	研修計画策定																					
	事務担当者・委託先職員研修実施																					
試験	試験計画策定																					
	装置単体試験																					
	府内接続試験																					
	警察庁接続試験																					
運用開始	IC運転免許証発行開始																					
	運用確認																					

京都府警察自動車運転免許試験場等 IC運転免許証システム機器更新スケジュール

作業項目		H28.7月			H28.8月			H28.9月			H28.10月			H28.11月			H28.12月			H29.1月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
仕様調整	仕様確認																					
	インターフェース調整																					
開発	機器製作(開発)																					
	設置計画策定																					
	現地調査																					
	NW敷設																					
	電源敷設																					
	試験用機器の設置																					
	仮設置																					
研	本設置																					
	研修計画策定																					
試験	事務担当者・委託先職員研修実施																					
	試験計画策定																					
	装置単体試験																					
	府内接続試験																					
移行	警察庁接続試験																					
	移行計画策定																					
	移行実施																					
運用開始	IC運転免許証発行開始																					
	運用確認																					

別紙 3

IC運転免許証作成システム機器仕様書

第1 趣旨

本仕様書は、IC運転免許証作成システム機器について定めるものである。

第2 基本方針

- 1 本システムは、ICカード免許証及び運転免許証作成システム等の仕様の改正について（平成27年1月29日付け警察庁丁運発第10号）（以下「警察庁仕様書」という。）の仕様に適合するものであるほか、本仕様を満たす機器であること。
- 2 IC運転免許証作成システム機器の妥当性については、第三者機関において試験を実施し、適合性を証明する資料を提出すること。
- 3 京都府警察の運転者管理システムに接続しても既設機器及びシステムに支障を与えないこと。
- 4 機器の設置及び設定に関するすべての作業（必要な試験を含む。）を実施すること。また、機器設置に伴い、現在稼働中の機器（ホストコンピュータ、端末機器及びネットワーク機器等）及びシステムに設定等の変更が必要な場合は、すべての作業を乙の責任・費用負担において実施することとし、現在稼働中の機器及びシステムに影響を及ぼさないよう保守業者に対し、作業依頼、確認等を実施するとともに、設定変更依頼書（作業依頼書）を提出の上、調整を図ること。
- 5 運転免許更新センターは平成28年9月1日から、運転免許試験場等は平成29年1月1日から確実に運転免許証を作成できることとし、機器の不備又はシステム設計上の瑕疵により、運転免許証の作成業務に関して重大な損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。
- 6 IC運転免許証の不良品及びIC運転免許証作成システム機器の不具合に係る再作成費用については、乙の負担で処理すること。

なお、IC運転免許証の不良品及びシステムの不具合の程度については、甲と乙で別途協議する。

第3 使用条件

IC運転免許証作成システム機器の使用条件は次のとおりとする。

項目	使用条件
周囲温度	10℃～35℃
相対湿度	20%RH～80%RH（結露なきこと。）
電源電圧	AC100V±10V 50/60Hz

第4 品名、機器構成及び数量

IC運転免許証作成システム機器の品名、構成機器及び数量は次のとおりとする。

(1) 運転免許更新センター

品名	付属機器	数量
直接撮影装置 (免許証リーダー内蔵)	バーコードリーダー 免許証リーダー 写真読込装置 発券システム装置	2式

複写型撮影装置 (免許・バーコードリーダー内蔵)	本籍印字プリンタ	1 式
免許証印刷装置	(裏面印字機能)	3 式
再作成装置	(再作成、管理機能)	1 式

(2) 運転免許試験場等

品名	付属機器	数量
直接撮影装置 (免許証リーダー内蔵)	バーコードリーダー 免許証リーダー 写真読込装置(1台)	7 式
複写型撮影装置 (免許・バーコードリーダー内蔵)	本籍印字プリンタ	1 式
免許証印刷装置	(裏面印字機能)	7 式
再生専用装置	本籍印字プリンタ	2 式
再作成装置	(再作成、管理機能)	1 式
分離型直接撮影装置	バーコードリーダー 免許証リーダー	13 式

第 5 納入機器の仕様

1 ハードウェア仕様

(1) 直接撮影装置

ア 寸法

直接撮影装置の寸法は次のとおりとする。

区分	高さ (mm)	幅 (mm)	奥行き (mm)
本体部	1810～2140	600～730	750～780
背面板含む全体	1810～2690	860～1000	2250～2850

イ 機能及び性能

直接撮影装置の機能及び性能は次のとおりとする。

品目	項目	機能及び性能
制御部	OS	グラフィカルユーザインタフェースを有するOSであること。
	CPU	アプリケーションが正常に動作する CPU であること。
	メモリ	2GB以上で、アプリケーションが正常に動作するメモリであること。
	HDD	80GB以上で、アプリケーションが正常に動作するHDDであること。
	ディスプレイ	15インチ以上であること。
	タッチパネル	タッチパネルとすること。
	内蔵ディスク	(1) RAIDミラーディスクでデータ保存できる こと。

		(2) 15,000人分のバックアップデータの保存が可能である容量であること。
	ウィルス対策	(1) ウィルス対策用ソフトを搭載すること。 (2) ウィルス対策用ソフトについては、甲と別途協議すること。 (3) ウィルス対策用ソフトは、必要に応じてリリース期間中は最新の状態に保てること。
認証部	認証装置	操作者を認証できること。
撮影部	デジタルカメラ	撮影前は動画、撮影後は静止画を表示することができるカメラであること。
	有効画素数	画素数は123万画素以上とし、運転免許証券面に印刷する品質の顔写真が撮影できること。
	撮影光源	交換が容易な省電力型であること。
電源部	消費電力	消費電力は、560W程度以下であること。
無停電電源部	容量	停電時に、アプリケーション及びOSが正常にシャットダウンするまでの間、電源を供給できる容量であること。
付属品	接続ケーブル	機器の接続に必要なケーブル
	取扱説明書	(1) 機器の操作に必要な取扱説明書 (2) 日本語であること。
添付品	試験成績書	日本語であること。

(2) 複写型撮影装置

ア 寸法

複写型撮影装置の寸法は次のとおりとする。

区分	高さ (mm)	幅 (mm)	奥行き (mm)
本体部	1100～1250	580～800	680～900

イ 機能及び性能

複写型撮影装置の機能及び性能は次のとおりとする。

品目	項目	機能及び性能
制御部	OS	グラフィカルユーザインタフェースを有するOSであること。
	CPU	アプリケーションが正常に動作する CPU であること。
	メモリ	2GB以上で、アプリケーションが正常に動作するメモリであること。
	HDD	80GB 以上で、アプリケーションが正常に動作するHDDであること。

	ディスプレイ	15インチ以上であること。
	タッチパネル	タッチパネルとすること。
	内蔵ディスク	(1) RAIDミラーディスクでデータ保存できること。 (2) 15,000人分のバックアップデータの保存が可能であること。
	ウィルス対策	(1) ウィルス対策用ソフトを搭載すること。 (2) ウィルス対策用ソフトについては、甲と別途協議すること。 (3) ウィルス対策用ソフトは、必要に応じてリリース期間中は最新の状態に保てること。
認証部	認証装置	操作者を認証できること。
撮影部	撮影	(1) 非即日用運転免許証台紙（日本工業規格A5版：以下同じ。）から免許用写真及び免許証番号を取得すること。 (2) 内蔵バーコードリーダによりバーコード化された暗証番号を取得すること。 (3) スキャナについては、入力線密度が200 dpi以上であること。 (4) 撮影については、運転免許証券面に印刷する品質の顔写真を撮影できること。
	画像入力	フルカラーであること。
	二枚送り検出	検出機能を有すること。
	カセット容量	非即日用運転免許証台紙 100枚以上セットできること。
電源部	消費電力	消費電力は、560W程度以下であること。
無停電電源部	容量	停電時に、アプリケーション及びOSが正常にシャットダウンするまでの間、電源を供給できる容量であること。
付属品	接続ケーブル	機器の接続に必要なケーブル
	取扱説明書	(1) 機器の操作に必要な取扱説明書 (2) 日本語であること。
添付品	試験成績書	日本語であること。

(3) 分離型直接撮影装置

ア 寸法

分離型直接撮影装置の寸法は次のとおりとする。

区分	高さ (mm)	幅 (mm)	奥行き (mm)
本体部	1810～2140	600～700	750～780

背面板含む全体	1810～2690	860～1000	2250～2850
---------	-----------	----------	-----------

イ 機能及び性能

分離型直接撮影装置の機能及び性能は次のとおりとする。

品目	項目	機能及び性能
制御部	OS	グラフィカルユーザインタフェースを有するOSであること。
	CPU	アプリケーションが正常に動作する CPU であること。
	メモリ	2GB以上で、アプリケーションが正常に動作するメモリであること。
	HDD	80GB 以上で、アプリケーションが正常に動作するHDDであること。
	ディスプレイ	15インチ以上であること。
	タッチパネル	タッチパネルとすること。
	内蔵ディスク	(1) RAIDミラーディスクでデータ保存できる こと。 (2) 15,000人分のバックアップデータの保存 が可能な容量であること。
認証部	認証装置	操作者を認証できること。
	認証装置	操作者を認証できること。
撮影部	デジタルカメラ	撮影前は動画、撮影後は静止画を表示することができるカメラであること。
	有効画素数	画素数は 123万画素以上とし、運転免許証券面に印刷する品質の顔写真が撮影できること。
	撮影光源	交換が容易な省電力型であること。
電源部	消費電力	消費電力は、560W程度以下であること。
無停電電源部	容量	停電時に、アプリケーション及びOSが正常にシャットダウンするまでの間、電源を供給できる容量であること。
付属品	接続ケーブル	機器の接続に必要なケーブル
	取扱説明書	(1) 機器の操作に必要な取扱説明書 (2) 日本語であること。
添付品	試験成績書	日本語であること。

(4) 再生専用装置

ア 寸法

区分	高さ (mm)	幅 (mm)	奥行き (mm)
本体部	700～1360	650～750	500～700

イ 機能及び性能

再生専用装置の機能及び性能は次のとおりとする。

品目	項目	機能及び性能
制御部	OS	グラフィカルユーザインタフェースを有するOSであること。
	CPU	アプリケーションが正常に動作する CPUであること。
	メモリ	2GB 以上で、アプリケーションが正常に動作するメモリであること。
	HDD	80GB 以上で、アプリケーションが正常に動作するHDDであること。
	ディスプレイ	15インチ以上であること。
	タッチパネル	タッチパネルとすること。
	内蔵ディスク	(1) RAIDミラーディスクでデータ保存できること。 (2) 15,000人分のバックアップデータの保存が可能であること。
	ウィルス対策	(1) ウィルス対策用ソフトを搭載すること。 (2) ウィルス対策用ソフトについては、甲と別途 協議すること。 (3) ウィルス対策用ソフトは、必要に応じてリリース期間中は最新の状態に保てること。
認証部	認証装置	操作者を認証できること。
再生部	画像入力	フルカラーであること。
電源部	消費電力	消費電力は、800W程度以下であること。
無停電電源部	容量	停電時に、アプリケーション及びOSが正常にシャットダウンするまでの間、電源を供給できる容量であること。
付属品	接続ケーブル	機器の接続に必要なケーブル
	取扱説明書	(1) 機器の操作に必要な取扱説明書 (2) 日本語であること。
添付品	試験成績書	日本語であること。

(5) 再作成装置及び発券システム装置

再作成装置及び発券システム装置の機能及び性能は次のとおりとする。

品目	項目	機能及び性能
制御部	OS	グラフィカルユーザインタフェースを有するOSであること。
	CPU	アプリケーションが正常に動作する CPUであること。
	メモリ	アプリケーションが正常に動作するメモリであること。
	HDD	80GB 以上で、アプリケーションが正常に動作するHDDであること。
	ディスプレイ	15インチ以上であること。
	ウィルス対策	(1) ウィルス対策用ソフトを搭載すること。 (2) ウィルス対策用ソフトについては、甲と別途 協議すること。 (3) ウィルス対策用ソフトは、必要に応じてリリース期間中は最新の状態に保てること。
認証部	認証装置	操作者を認証できること。
電源部	消費電力	消費電力は、800W程度以下であること。
付属品	接続ケーブル	機器の接続に必要なケーブル
	取扱説明書	(1) 機器の操作に必要な取扱説明書 (2) 日本語であること。
添付品	試験成績書	日本語であること。

(6) 免許証印刷装置

ア 寸法

免許証印刷装置の寸法は次のとおりとする。

区分	高さ (mm)	幅 (mm)	奥行き (mm)
本体部	1400～1640	450～1250	450～600
作業スペース	1700以内	1790以内	1000以内

※ 作成した免許証の取り出し及び消耗品の交換は、作業スペース内で実施できること。

イ 機能及び性能

免許証印刷装置の機能及び性能は次のとおりとする。

品目	項目	機能及び性能
制御部	OS	アプリケーションが正常に動作するOSであること。
	CPU	アプリケーションが正常に動作する CPUであること。
	メモリ	64MB 以上で、アプリケーションが正常に動作するメモリであること。
	HDD	256MB 以上で、アプリケーションが正常に動作するHDDであること。

		作するHDDであること。
	ディスプレイ	ディスプレイを有すること。
	タッチパネル	タッチパネルとすること。
	内蔵ディスク	動作が可能な容量を有すること。
	ウィルス対策	(1) ウィルス対策用ソフトを搭載すること。 (2) ウィルス対策用ソフトについては、甲と別途 協議すること。 (3) ウィルス対策用ソフトは、必要に応じてリリース期間中は最新の状態に保てること。
プリンタ部	カラー印刷	YMC256階調 解像度：400dpiであること。
	モノクロ印刷	黒 解像度：400dpiであること。
	ラミネート	オーバーコートフィルム方式であること。
電源部	消費電力	消費電力は、1000W程度以下であること。
付属品	接続ケーブル	機器に接続に必要なケーブル
	取扱説明書	(1) 機器の操作に必要な取扱説明書 (2) 日本語であること。
添付品	試験成績書	日本語であること。

2 ソフトウェア仕様

(1) 直接撮影装置

ア 通信機能

- (ア) 京都府警察ホストコンピュータ、免許台帳ファイリング装置、免許証印刷装置及び電子署名生成装置との通信機能を有すること。
- (イ) 使用するプロトコルは警察庁仕様書別添4-3に規定するプロトコル（以下「免許標準プロトコル」という。）に準拠すること。
- (ウ) 免許台帳ファイリング装置に転送するデータには、顔写真データを含むこと。

イ 認証機能

装置へのログインについてはICカード又はパスワード等を用いたセキュリティ対策が図られていること。

ウ 免許証番号取得機能

- (ア) 直接撮影装置には、免許証リーダを付帯し、免許証台紙又は運転免許証から免許証番号の取得が可能であること。また、免許証リーダを内蔵し、京都府警察仕様の申請書（以下「申請書」という。）からも免許証番号の取得が可能であること。
- (イ) 免許証番号誤り（チェックデジット誤り等）及び誤入力（入力桁不足等）時にはその番号を受け付けないこと。また、読み取りが正しく行われた場合は、ディスプレイに免許証番号を表示できること。
- (ウ) 免許証番号は手動入力が可能であること。

エ 暗証番号取得機能

- (ア) 直接撮影装置に付帯するバーコードリーダによるバーコード読み取り又はテンキー

の入力、ディスプレイ部からの入力により暗証番号を取得し、京都府警察ホストコンピュータ、免許台帳ファイリング装置及び免許証印刷装置にそのデータを送信できること。

(イ) バーコード化された暗証番号が正しく読み取られた場合は、音を発し又はディスプレイにその旨を表示できること。

(ロ) 暗証番号の読み取りが不能の際、手動での入力が可能であること。

オ 撮影機能

(ア) 撮影前は動画、撮影後は静止画を表示すること。

(イ) ディスプレイはタッチパネル方式で、容易に操作できること。

(ロ) 撮影能力は、500枚/時間以上であり、撮影後2秒以内にオートフレーミングが機能して確実に撮影が行えること。また、再撮影が行えること。

(ハ) 撮影後、静止画となった画像からの再撮影は、ディスプレイ上での操作により、再度、動画に戻り再撮影が可能なこと。

(ニ) 目つぶり対策機能を有すること。

(ホ) オートフレーミングによる適切な顔画像位置切り出しが自動で行えること。また、手動により顔画像の切り出し位置調整が行えること。

(ヘ) 頭髮等の影響により、中心に人物が画面配置されない場合は、静止画上で手動で上下左右画像位置の調整ができる機能を有すること。

(ト) 免許証印刷装置の消耗品交換時でも撮影業務が可能であること。

(チ) 撮影の際の誤操作防止のため、撮影操作は専用ボタンで行えること。

(リ) 撮影環境に応じて自動補正を行い、常に安定した画像の取り込みが可能な機能を備えていること。

(ル) 撮影装置側において、撮影する講習区分ごとに、作成する免許証印刷機を指定できること。

オ 障害時対応機能

(ア) 撮影装置本体の記憶媒体は、冗長化構成をとり、記憶媒体の単一障害発生時でも、撮影が継続可能であること。また、15,000件以上のバックアップデータの保存が可能であること。

(イ) 記憶媒体にバックアップデータが存在する場合は、再撮影を行うことなく、運転免許証の再作成が可能であること。

なお、免許証番号を再入力することにより顔画像の確認が可能であること。

(ロ) 免許証印刷装置からエラー情報を受信し、エラー発生時等の情報が直接撮影装置のディスプレイ上で、容易に判別可能であること。また、免許証印刷装置に障害が発生した場合には、あらかじめ登録されている他の免許証印刷装置に、ディスプレイ上から手動又は自動で切り替えを行い、作成業務が継続できること。

(ハ) 京都府警察ホストコンピュータ、電子署名生成装置、免許証印刷装置及び免許台帳ファイリング装置との接続状況の表示ができること。

(ニ) 京都府警察ホストコンピュータ、電子署名生成装置、免許証印刷装置、免許台帳ファイリング装置及び回線等に障害がある場合でも、撮影業務が継続できること。

- (カ) 京都府警察ホストコンピュータ又は京都府警察ホストコンピュータとの回線等の障害発生時は、直接撮影装置の記憶媒体（HDD等）に撮影データ（免許証番号、顔写真、暗証番号等）を蓄積し、障害復旧後は、蓄積したデータを手動又は自動により一括処理を開始する機能を備えていること。
- (キ) 京都府警察ホストコンピュータ又は京都府警察ホストコンピュータとの回線等の通信が行えない場合に備え、運転免許証番号及び運転免許証データがなくても、仮番号等により申請者の顔写真が撮影できること。また、復旧した後は、仮番号等で撮影した顔データと、京都府警察ホストコンピュータの登録データの関連づけを行い、運転免許証が作成できる機能を備えていること。
- (ク) 欠字未登録など、完全な運転免許証の作成に支障があるデータを受信した場合は、運転免許証の作成を行わず、ディスプレイ表示でエラーを確認できること等、不完全な運転免許証が作成されないための機能を備えていること。
- (ケ) 無停電電源部を内蔵し、瞬時の電源断にも対応できる機能を備えていること。

(2) 複写型撮影装置

ア. 通信機能

- (ア) 京都府警察ホストコンピュータ、免許台帳ファイリング装置、免許証印刷装置及び電子署名生成装置との通信機能を有すること。
- (イ) 使用するプロトコルは免許標準プロトコルに準拠すること。
- (ウ) 免許台帳ファイリング装置に転送するデータには、顔写真データを含むこと。

イ 認証機能

装置へのログインについてはＩＣカード又はパスワード等を用いたセキュリティ対策が図られていること。

ウ 免許証番号及び暗証番号取得機能

- (ア) 免許証番号は京都府警察仕様の非即日用運転免許証台紙（Ａ５版）からの自動入力及び手動による入力が可能であること。
- (イ) 免許証番号誤り（チェックデジット誤り等）及び誤入力（入力桁不足等）時にはその番号を受け付けないこと。また、読み取りが正しく行われた場合は、ディスプレイに免許証番号を表示できること。
- (ウ) 内蔵バーコードリーダ又は複写型撮影装置のスキャナ部にて非即日用運転免許証台紙に貼付されたバーコード化された暗証番号を読み取り、京都府警察ホストコンピュータ、免許台帳ファイリング装置及び免許証印刷装置にそのデータを送信できること。
- (エ) 暗証番号の読み取りが不能の際、手動での入力が可能であること。
- (オ) 撮影ごとに、本籍等データを本籍印字プリンタに送信できること。

エ 撮影機能

- (ア) 撮影能力は、500枚/時以上であること。
- (イ) 非即日用運転免許証台紙に貼付された写真の上下左右について、自動で認識及び位置補正する機能を有すること。なお、自動で位置補正をした場合でも500枚/時以上の処理能力を備えていること。

- (ウ) 自動位置補正の許容範囲外の場合には運転免許証は作成せず、画面タッチパネル等で容易に手動で位置補正を行う機能を有すること。
- (エ) 作成する運転免許証の顔画像に不具合がある場合は、顔写真色合い濃淡を自動及び手動で調整できる機能を備えていること。
- (オ) 免許番号及び暗証番号をディスプレイに表示可能であること。
- (カ) 自動連続処理を行う機能を有し、非即日用運転免許証台紙は 100枚以上のセットが可能であること。
- (キ) 非即日用運転免許証台紙の 2 重搬送防止が図られていること。
- (ク) 運転免許証の作成済みと未作成の非即日用運転免許証台紙が自動的に分離でき、それぞれの非即日用運転免許証台紙が貯留できること。読み込み済データのうち、未作成データの一覧表及び不備の内容が表示できること。
- (ケ) 非即日用運転免許証台紙貼付の写真を読み取り、運転免許証を作成せずに免許台帳ファイリング装置に登録できること。
- (コ) 免許証印刷装置の消耗品交換時でも撮影業務が可能であること。
- (サ) 運転経歴証明書は出力先の印刷装置の指定ができる機能を備えていること。
- (シ) 運転経歴証明書の申請書が混在している場合でも撮影及び作成時間に影響が無く、運転免許証と区別することなく連続撮影が可能であること。
- (ス) 申請書に添付された写真画像の取り込み方式は、カメラ方式又はスキャナ方式での撮影取り込み方式であること。

オ 障害時対応機能

- (ア) 撮影装置本体の記憶媒体は、冗長化構成をとり、記憶媒体の単一障害発生時でも、撮影が継続可能であること。また、15,000件以上のバックアップデータの保存が可能であること。
- (イ) 記憶媒体にバックアップデータが存在する場合は、再撮影を行うことなく、運転免許証の再作成が可能であること。なお、免許証番号を再入力することにより顔画像の確認が可能であること。
- (ウ) 免許証印刷装置からエラー情報を受信し、エラー発生時等の情報が複写型撮影装置のディスプレイ上で、容易に判別可能であること。また、免許証印刷装置に障害が発生した場合には、あらかじめ登録されている他の免許証印刷装置にディスプレイ上から手動又は自動で切り替えを行い、作成業務が継続できること。
- (エ) 京都府警察ホストコンピュータ、電子署名生成装置、免許証印刷装置及び免許台帳ファイリング装置との接続状況の表示ができること。
- (オ) 京都府警察ホストコンピュータ、電子署名生成装置、免許証印刷装置、免許台帳ファイリング装置及び回線等に障害がある場合でも、撮影業務が継続できること。
- (カ) 欠字未登録など、完全な運転免許証の作成に支障があるデータを受信した場合は、運転免許証の作成を行わず、ディスプレイ表示でエラーを確認できること等、不完全な運転免許証が作成されないための機能を備えていること。
- (キ) 無停電電源部を内蔵し、瞬時の電源断にも対応できる機能を備えていること。

(3) 分離型直接撮影装置

ア 認証機能

装置へのログインについてはＩＣカード又はパスワード等を用いたセキュリティ対策が図られていること。

イ 免許証番号及び暗証番号取得機能

- (ア) 免許証番号は手動入力が可能であること。
- (イ) 分離型直接撮影装置に付帯する免許証リーダーにより、免許証番号の取得が可能であること。
- (ウ) 免許証番号誤り（チェックデジット誤り等）及び誤入力（入力桁不足等）時にはその番号を受け付けないこと。また、読み取りが正しく行われた場合は、ディスプレイに免許証番号を表示できること。
- (エ) 分離型直接撮影装置に付帯するバーコードリーダーによるバーコード読み取り又はテンキーの入力、ディスプレイからの入力により暗証番号の取得が可能であること。
- (オ) 暗証番号の読み取りが不能の際、手動での入力が可能であること。
- (カ) バーコード化された暗証番号が正しく読み取られた場合は、ディスプレイにその旨を表示できること。

ウ 撮影機能

- (ア) 撮影前は動画、撮影後は静止画を表示すること。
 - (イ) ディスプレイはタッチパネル方式で、容易に操作できること。
 - (ウ) 撮影能力は、500枚/時以上であり、撮影後２秒以内にオートフレーミングが機能して確実に撮影が行えること。また、再撮影ができること。
 - (エ) 撮影後静止画となった画像からの再撮影は、ディスプレイ上での操作により、再度、動画に戻り再撮影が可能なこと。
 - (オ) 目つぶり対策機能を有すること。
 - (カ) オートフレーミングによる適切な顔画像位置切り出しが自動で行えること。また、手動により顔画像の切り出し位置調整が行えること。
 - (キ) 頭髮等の影響により、中心に人物が画面配置されない場合は、静止画上で手動で上下左右画像位置の調整ができる機能を有すること。
 - (ク) 撮影の際の誤操作防止のため、撮影操作は専用ボタンで行えること。
- その他の動作については、タッチパネル画面で容易に操作できる機能を備えていること。
- (ケ) 撮影環境に応じて自動補正を行い、常に安定した画像の取り込みが可能な機能を備えていること。

エ 通信機能

撮影ごとに回線により再生専用装置へ撮影画像、運転免許証番号、暗証番号、撮影警察署名、撮影年月日及び申請内容を送信できる機能を備えていること。回線への接続に要する経費は乙の負担とする。

オ 障害時対応機能

- (ア) 撮影装置本体の記憶媒体は、冗長化構成をとり、記憶媒体の単一障害発生時でも、

撮影が継続可能であること。また、15,000 件以上のバックアップデータの保存が可能であること。

(イ) 無停電電源部を内蔵し、瞬時の電源断にも対応できる機能を備えていること。

(ウ) 撮影装置本体の記憶媒体のバックアップデータから再生専用装置へ指定したデータを再送できること。

(4) 再生専用装置

ア 通信機能

(ア) 京都府警察ホストコンピュータ、免許台帳ファイリング装置、免許証印刷装置、分離型直接撮影装置及び電子署名生成装置との通信機能を有すること。

(イ) 使用するプロトコルは免許標準プロトコルに準拠すること。

(ウ) 作成ごとに、本籍等のデータを本籍印字プリンタに送信できること。

(エ) 分離型直接撮影装置から送られたデータを自動でHDDに登録すること。

(オ) 運転経歴証明書は出力先の印刷装置の指定ができる機能を備えていること。

イ 認証機能

装置へのログインについてはICカード又はパスワード等を用いたセキュリティ対策が図られていること。

ウ 処理機能

(ア) ディスプレイはタッチパネル方式で、容易に操作できること。

(イ) 分離型直接撮影装置による撮影日及び撮影枚数が警察署別にディスプレイに表示できること。また、記録データの処理方法は、警察署別、日付別、申請内容別での処理が可能であること。

エ 障害時対応機能

(ア) 再生専用装置本体の記憶媒体は、冗長化構成をとり、記憶媒体の単一障害発生時でも、再生が継続可能であること。また、15,000件以上のバックアップデータの保存が可能であること。

(イ) 記憶媒体のバックアップデータから、運転免許証の再作成が可能であること。

(ウ) 免許証印刷装置からエラー情報を受信し、エラー発生時等の情報が再生専用装置のディスプレイ上で、容易に判別可能であること。また、免許証印刷装置に障害が発生した場合には、あらかじめ登録されている他の免許証印刷装置にディスプレイ上から手動で切り替えを行い、作成業務が継続できること。

(エ) 京都府警察ホストコンピュータ、電子署名生成装置、免許証印刷装置、分離型直接撮影装置及び免許台帳ファイリング装置との接続状況の表示ができること。

(オ) 京都府警察ホストコンピュータ又は京都府警察ホストコンピュータとの回線等の障害発生時は、再生専用装置の記憶媒体（HDD 等）に画像等撮影データ（撮影警察署名、撮影年月日、申請内容別撮影件数等）を蓄積し、障害復旧後は、蓄積したデータを自動的かつ速やかに一括処理を開始する機能を備えていること。

(カ) 無停電電源部を付属し、瞬時の電源断にも対応できる機能を備えていること。

(5) 再作成装置（別システムによる対応可）

ア 通信機能

京都府警察ホストコンピュータ、免許台帳ファイリング装置、免許証印刷装置及び電子署名生成装置との通信機能を有すること。

イ 認証機能

装置へのログインについてはＩＣカード又はパスワード等によるセキュリティ対策が図られていること。

ウ 再作成機能

- (ア) 免許台帳ファイリングシステムに保管している全顔画像データ及び、京都府警察ホストコンピュータに保管している文字データを用いて運転免許証の作成ができること。
- (イ) 作成指示前に免許証情報が確認できること。
- (ロ) 作成する免許証印刷装置を指定できること。
- (エ) 再作成した運転免許証の一覧表を印字できること。

エ 管理機能

- (ア) システム各装置の稼働状況の確認が可能であること。
- (イ) 作成した統計情報（日報、月報、年報）の出力が可能であること。
- (ロ) 作成履歴の管理が可能であること。

(6) 免許証印刷装置

ア 通信機能

- (ア) 直接撮影装置、複写型撮影装置、再生専用装置及び再作成装置との通信機能を有すること。
- (イ) 使用するプロトコルは免許標準プロトコルに準拠すること。

イ 認証機能

装置へのログインについてはＩＣカード又はパスワード等を用いたセキュリティ対策が図られていること。

ウ 免許証作成機能

- (ア) 警察庁仕様型名Ａ型の仕様を満たすこと。
- (イ) １台の免許証印刷装置に２台以上の撮影装置が接続できること。
- (ロ) それぞれの撮影装置の撮影室環境が違っていても、統一した仕上がりができること。
- (エ) カードホッパーカートリッジは、緑色カード、金色カード、青色カード及び運転経歴証明書の組み合わせが自由であること（同一種別２つ以上のカセットの装填が可能であること）。
- (オ) カートリッジ１本当当たりのカード枚数は、２００枚を下らないこと。
- (カ) 作成過程で、ＩＣチップの良否及び書き込み不良を判断し、不良が発生又は連続して不良が発生した場合は機器が停止すること。また、機器が停止した場合はランプ点灯等により異常を知らせることができること。
- (キ) ディスプレイはタッチパネル方式であり、容易に操作できること。また、ＩＣカード、インクリボン及びラミネートの残量表示が確認でき、作成枚数やエラー枚数の履

歴等が表示できること。作成枚数やエラー枚数の履歴等は、別機器による管理も可とする。

- (ク) 複数の運転免許証を連続作成する際に、異なる色のカードを混在して使用する場合であっても、印刷装置においてカードの色を判別し、その都度の機器操作なしで自動で運転免許証が連続作成できること。また、運転経歴証明書が混在していても、同様とする。
- (ケ) インクリボンやコーティング剤などの全ての運転免許証用材料（カードを除く）については、1,000枚以上作成可能なものであり、一度の交換作業で全てを交換できること。
- (コ) 消耗品切れの場合は、確認を促す機能を備えていること。
- (カ) 排出口に作成した運転免許証等が一定量に達した場合は、確認を促す機能を備えていること。
- (シ) 免許証印刷装置の立ち上げ時間は、電源投入後5分以内であることとし、スタンバイ機能等を採用し、省エネルギーが図られていること。
- (ス) 印刷速度は、450枚/時以上であること。
- (セ) 運転免許証の裏面に記載すべき事項がある場合は、ホストコンピュータの受信データから指定する記載事項を印刷装置内において自動で裏面に印字し、運転免許証を作成する機能を備えていること。

なお、裏面印字した場合でも450枚/時の処理能力を備えていること。

- (リ) リボンに残る個人情報に印字直後に印刷装置内にて自動消去する機能を備えていること。また、最後の一枚まで個人情報を消去してカセット内の個人情報が容易に判別できないこと。

なお、個人情報を消去した場合でも450枚/時の処理能力を備えていること。

エ 障害時対応機能

- (ア) カード詰まりが発生した場合は、当該カードのみを除去後に自動で再作成する機能を備えていること。
- (イ) 回線等の障害復旧時には、撮影装置から自動的に再接続動作を繰り返し行う機能を備え、自動で復旧接続できる機能を備えていること。

(7) 付属装置

ア バーコードリーダー

- (ア) 直接撮影装置及び分離型直接撮影装置に付帯し、バーコード化された暗証番号を読み取って撮影装置に送信すること。また、テンキーによる暗証番号の入力ができること。テンキーの障害時には、短時間で容易に交換することが可能であること。
- (イ) 複写型撮影装置に内蔵し、バーコード化された暗証番号を自動で読み取って撮影装置に送信すること。
- (ウ) Code39のバーコードを読み取ることができること。

イ 免許証リーダー

- (7) 直接撮影装置及び分離型直接撮影装置に付帯し、運転免許証又は即日用運転免許証台紙から免許証番号を読み取って撮影装置に送信すること。
- (8) 直接撮影装置に内蔵し、京都府警察仕様の申請書から免許番号を自動で読み取って撮影装置に送信すること。
- (9) JIS X 9001 OCR-B字体（サイズⅠ）の12桁の免許証番号を読み取れること。
- (10) 正常に読み取れた場合は音を発し、又はその旨を直接撮影装置及び分離型直接撮影装置のディスプレイに表示できること。

ウ 本籍印字プリンタ

- (7) 複写型撮影装置及び再生専用装置に付帯し、本籍記録票を印字すること。
- (8) 本籍記録票のサイズは、運転免許証と同程度の大きさであること。

エ 写真読込装置

- (7) 運転免許更新センターに設置する直接撮影装置に2台及び運転免許試験場に設置する直接撮影装置のうち指定する1台に付帯又は内蔵し、京都府警察仕様の申請書等指定様式に貼付された持込写真から顔画像を取り込み、直接撮影装置の操作パネルに表示できること。
- (8) 京都府警察仕様の申請書等指定様式に貼付された写真の上下左右について、自動で認識及び位置補正し、自動位置補正の許容範囲外の場合は作成せず、手動により画面タッチパネルで容易に位置補正できること。
- (9) 作成する運転免許証の顔画像に不具合がある場合は、顔写真色合い濃淡を自動及び手動で調整できる機能を備えていること。

オ 発券システム装置（再作成装置による対応可）

- (7) 装置は、管理サーバ・端末・発券機・印字装置とし、免許更新センターに設置する直接撮影装置に付帯すること。
- (8) 更新者の写真撮影ごとに講習会場、座席番号等を記載した用紙が発券できること。
- (9) 講習会場ごとに受講者の一覧表をディスプレイに表示でき、受講者名と指定番号の確認ができること。また、印字が可能であること。

(8) その他

- ア 運転免許試験場等については現行の機器設置場所に設置可能な機器とし、運転免許更新センターについては指定場所に設置可能な機器とする。
- イ 準中型運転免許制度の運用に対し、IC運転免許作成システム機器が適正に対応できること。また、運転免許証券面氏名欄の36文字記載について対応できること。この対応に要する費用は乙の負担とする。
- ウ 本仕様に記載された事項について、契約締結後、甲と乙の協議により合意が得られた場合は、変更することができるものとする。
- エ 既設機器、既存システム及びメーカー等への調整等が必要な場合で、費用負担が発生

する場合、乙がその費用を負うものとする。

オ 納入機器の性能を確認するため、入札参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限までに警察庁仕様書に適合することを証明する第三者機関の証明資料及び別添「応札機器性能保証書」を会計課調度係に提出し確認を受けること。

なお、「応札機器性能保証書」には、「性能証明書」及び「製品のカタログ又はこれに代わるもの」を添付すること。

カ 納入機器は、本仕様を満たしているか必要に応じて機能検査を行うので、甲の指示に従い、機器を納入し検査を受けること。この検査に要する費用は全て乙の負担とし、検査日程は、甲が定める。なお、性能証明書に従い機能検査し、性能、機能が本仕様に適しないと判断された場合は、本契約は解除するものとする。

キ 本仕様書に沿わない事項が判明した場合、履行不能及び著しい履行遅延がある場合は、当該契約締結後であっても契約解除理由とする。

保守作業要領

第1 保守対象機器

本仕様書により納入する機器とする。

第2 保守対応

- 1 乙は、本仕様書で納入する機器を、常時正常な状態で使用できるように保守すること。
- 2 乙は、保守体系図、保守作業員名簿を提出し、甲の承認を受けること。変更があった場合も同様とする。
- 3 乙は、迅速な障害復旧を行うため、必要な保守用部品を保有若しくは、障害復旧までの間、障害機器と規格又は機能を同じくする機器と交換し、システムの継続運用を可能な限り妨げない措置をとること。保守用部品に係る費用は乙の負担とする。（定期交換部品を含む。）
- 4 乙は、保守対象機器と保守対象外機器との相互接続における不具合について、甲から連絡があった場合には、直ちに甲と協力の上、原因の切り分け作業を行うとともに、障害復旧に努めること。
- 5 乙は、障害復旧作業を行った場合は、書面により報告を行うこと。
- 6 乙は、各装置の保守トラブル等への緊急対応体制を確保すること。

次に示す時間帯において、障害発生等により甲からの通知を受けた場合、運転免許試験場については、即時に駆けつけること。また、京都市内に位置する警察署及び免許更新センターについては、概ね1時間以内に、京都市外に位置する警察署及び大型交番等については、概ね3時間以内に駆けつけることとし、調整及び修繕その他必要な措置を行うこと。

(1) 運転免許試験場及び運転免許更新センター

ア 12月29日から翌年の1月3日を除く日曜日：7時30分から17時

イ 休日（振替休日を含む。）及び12月29日から翌年の1月3日を除く月曜日から金曜日：8時から17時30分

(2) 別紙1「納入場所一覧」に示す場所（運転免許試験場及び運転免許更新センターを除く。）

休日（振替休日を含む。）及び12月29日から翌年の1月3日を除く月曜日から金曜日：9時から17時45分

- 7 入札の結果、平成28年9月1日から平成28年12月31日までの間、運転免許更新センターと運転免許試験場に設置している機器について、異なる契約相手方となった場合は、前記6の(1)に示す時間帯において運転免許更新センターに専従の保守対応要員を1人配置すること。
- 8 乙は、運転免許証作成システム関連機器を構成するすべてを対象として、定期点検を月1度実施すること。定期点検は、動作確認、部品の損耗状況の点検、清掃及び定期交換部品の交換とし、甲に実施結果を報告すること。また、必要により、随時の調整及び修繕等を行うこと。
- 9 乙は、装置に内蔵されたハードディスクに障害が発生した場合、次の手順により保守を行うこと。

- (1) 障害ハードディスクと規格を同じくするハードディスク（以下「保守用ハードディスク」という。）を甲の指定する場所に搬入すること。
- (2) 甲の指示により機器設置場所において、保守用ハードディスクと障害用ハードディスクの交換作業を行った後、保守用ハードディスクをホットスペアとして設定を行うなど正常に稼動するまでのすべての作業を行うこと。

なお、障害のためのOS等の再インストールが必要になった場合は、復旧用バックアップ媒体を使用して正常に稼動するまでのすべての復旧作業を行うこと。
- 10 乙は、賃貸借期間が終了した場合、甲の指示に従って機器撤去の作業を行い、適正に処分すること。
- 11 乙は、賃貸借期間終了時又は機器障害時等において、ハードディスクを京都府警察の庁舎から持ち出す場合は、甲が、データを復元不可能に消去（初期化できない場合は物理的破壊する。）したものであること。

インクリボン等の消耗品に残存する個人情報、漏洩することがないよう適切に管理し、廃棄すること。また、インクリボンの使用から廃棄までの簿冊を作成し管理すること。

なお、データ消去及びインクリボンの廃棄にかかる費用は乙の負担とする。
- 12 個人情報漏洩防止のため、使用済みインクリボン等の回収は、個数を正確に管理し、使用済み数量が処分場所へ確実に到着していることを記録すること。また、輸送途中における紛失並びに盗難等を防止するため、輸送はセキュリティ専門輸送業者が実施すること。
- 13 乙は、本仕様書により整備したソフトウェア等の不具合（セキュリティ上の不具合を含む。）が発生した場合、速やかに甲に対して情報を提供し、協議の上必要な作業を誠実に実施すること。
- 14 乙は、甲からのソフトウェア等に関する問い合わせがあれば、誠実に対応すること。
- 15 乙は、操作要領及び障害対策要領等、運用に必要な内容について、甲に技術指導を行うこと。
- 16 乙は、本仕様書により納入する機器の説明及び操作手順等の研修を行うこと。
- 17 乙は、研修を行う際は、事前に研修計画書を作成し、甲に提出すること。
- 18 乙は、研修に必要な機器及び教材を準備すること。
- 19 乙は、研修実施に際しては、執務時間を考慮した時間で計画すること。
- 20 乙は、運用開始後、速やかに運用できるように実機を用いた研修を実施すること。
- 21 乙は、機器起因による再作成率が1.0%を超えないように確実な保守作業を行うこと。
- 22 乙は、機器起因による再作成免許証の作成状況を月毎に集計し、再作成率が1.0%を超えている場合、速やかに改善内容及び対応スケジュールを明記した報告書を提出し、次月には改善するよう対応すること。

I C 運転免許証作成システム機器搬入調整作業要領

第 1 作業対象機器

本仕様書により納入する機器とする。

第 2 作業内容

別紙 2「I C 運転免許証作成システム機器導入スケジュール」に示す時期に、次の作業を実施すること。

1 機器管理用シールの作成作業

- (1) 乙は、甲が機器を管理するための、装置番号等を記載したシールを必要枚数作成し、納入する機器に貼付すること。

なお、シールの材質は、耐水性・耐久性に優れたものを使用すること。

(シール色：白 大きさ：幅 約 9 c m 高さ 約 2 c m)

I C 運転免許証作成システム機器 (x x 装置)			
装置番号	x x x x x x x x x	契約	H . ~ H .
所 属 等	x x x x (所属) / x x x x (係)		
型 番	x x x x x x x	保守	x x x x

- (2) 乙は、シールの大きさを対象となる機器の外寸に応じて変更することを可能とするが、その際は甲と乙が協議して決定する。

2 設置作業

- (1) 次の設置作業について計画書を作成し、甲の事前承認を得ること。

ア 現地調査

イ 電源設備の敷設作業

ウ 機器接続ケーブル配線 (配線を取りまとめるケーブルアーム、モールを含む)、ネットワーク配線 (必要なネットワーク機器を含む) 及びその他必要な作業等

エ 対象機器の搬入及び設置作業

- (2) 搬入において必要な養生を行うこと。
- (3) 搬入に際し発生する梱包具材等の廃棄物は、すべて乙の負担で処理すること。
- (4) 対象機器のうち、甲の指定する台数を試験用機器として別紙 2 及び別紙 2 の 2「I C 運転免許証導入スケジュール」に示す時期に搬入し、各種試験で可以使用すること。
- (5) 対象機器すべてについて、別紙 2「I C 運転免許証導入スケジュール」に示す時期に仮設置を行うこと。その際、盗難防止処置を行うこと。また、パーティション等を組み保護対策を実施すること。
- (6) 作業対象機器すべてについて、別紙 2 及び別紙 2 の 2「I C 運転免許証導入スケジュール」に示す時期に本設置を行うこと。
- (7) 本設置実施に際し、現行機器納入業者と現行機器撤去の日程等に関する調整を行うこと。
- (8) 本設置終了後、試験用システム環境を本番用システム環境に切り替え、運転免許証の発行確認を行うこと。

3 試験

- (1) 装置単体試験、府内接続試験及び警察庁接続試験の方法、項目等を明記した試験計画書を作成し、甲の承認を得ること。
- (2) 試験日までに必要な調整及び設定を完了しておくこと。
- (3) 試験において問題が発生した場合は、乙は、各機器及びネットワークで接続するすべての機器納入業者と連携して問題解決すること。
- (4) 装置単体試験、府内接続試験及び警察庁接続試験を実施すること。
- (5) 試験の内容については、次の動作を確認すること。
 - ア 正常時の各機器の動作確認
 - イ 異常時の各機器の動作確認
 - ウ 高負荷時の各機器の動作確認
 - エ ログファイル等の運用確認
 - オ 各機器の疑似障害及び復旧確認
- (6) 障害復旧手順、バックアップファイルの作成手順、バックアップファイルからの復旧手順、試験環境移行手順等を記載した運用説明書を作成すること。
- (7) 試験においては、操作説明書に従い、各機器及びネットワークで接続するすべての機器が正常に動作することを確認すること。
- (8) 各機器についてバックアップファイルを作成の上、バックアップファイルから、正常に復旧することを確認すること。
- (9) 試験においてシステム等に異常な動作が認められた場合は、担当者と協議の上、速やかに異常動作の原因を取り除き、再試験を実施すること。
- (10) 装置単体試験、府内接続試験及び警察庁接続試験実施後に結果報告書を作成し、甲の承認を得ること。

4 移行作業

試験用環境を本番用環境に切り替える必要がある場合は、運用開始前に切り替えること。

第3 成果物の納入

成果物として、次のものを納入すること。

なお、提出期限は、別途指示する。

- 1 機器構成図 冊子3部及び電子データ
- 2 設定指示書 冊子3部及び電子データ
- 3 機器管理台帳 (CD-R) 1枚

Microsoft Excel 2010で扱うことのできるExcelファイル形式で、各機器毎に製造番号及び端末装置等の管理シール記載項目を入力した電磁的記録媒体を提出すること。

I C 運転免許証作成用材料調達仕様書

第 1 概要

本仕様書は、I C 運転免許証作成用材料の調達について定めるものである。

第 2 規格

1 作成される運転免許証は、警察庁仕様書の仕様を満たすこととする。

2 構成物品

(1) 運転免許証用 I C カード

I C 運転免許証を作成するための I C チップを有するカードであり、金色カード、青色カード及び緑色カードの 3 種類とする。

(2) 運転経歴証明書用カード

運転経歴証明書を作成するための運転経歴証明書用カード（非 I C カード）である。

(3) インクリボンカセット

免許証印刷装置にて運転免許証用 I C カード及び運転経歴証明書用カードの券面に印刷を行うためのインクリボンカセットである。

(4) ラミネートカセット

免許証印刷装置にて I C 運転免許証の券面を保護するためのラミネートカセットである。（ただし、必要な場合に限る。）

3 作成される運転免許証の妥当性については、第三者機関において試験を実施し、仕様の適合性を証明する資料を提出すること。

第 3 品名及び数量

I C 運転免許証作成用材料の品名及び発注予定数量は次のとおりとする。

品 名	年度	購入予定数量	合 計
IC 運転免許証用カード	平成28年度	146,000	2,169,000
	平成29年度	433,000	
	平成30年度	424,000	
	平成31年度	406,000	
	平成32年度	403,000	
	平成33年度	357,000	
運転経歴証明書用カード (非IC運転免許証カード)	平成28年度	1,500	26,600
	平成29年度	5,500	
	平成30年度	5,500	
	平成31年度	5,500	
	平成32年度	5,500	
	平成33年度	3,100	
インクリボンカセット	平成28年度	IC 運転免許証及び運転経歴証明書の作成に必要な数量	
	平成29年度		
	平成30年度		
	平成31年度		

	平成32年度	
	平成33年度	
ラミネートカセット	平成28年度	IC運転免許証及び運転経歴証明書の作成に必要な数量
※ 必要な場合に限る	平成29年度	
	平成30年度	
	平成31年度	
	平成32年度	
	平成33年度	

第4 発注方法

発注者の発注の方法は、分割発注とし、原則として、納期（納入日）の10日前までに書面で連絡するので、指定された場所に納品すること。

第5 その他

当該消耗品の納入については、機器の賃貸借に対応した期間とし、年度ごとに契約するものとする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

平成28年 2 月 2 日

京都府警察本部長 坂井孝行

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

I C 運転免許証作成システム機器の賃貸借及び I・C 運転免許証作成用材料の購入 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

平成28年 9 月 1 日から平成33年12月31日まで

(4) 納入場所

京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の 3、85の 4

京都府警察本部総務部会計課調度係

電話075-451-9111 内線2251

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

平成28年 2 月 2 日（火）から平成28年 3 月 1 日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。

イ 交付場所

(1) に同じ。

ウ 交付方法

(7) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

(イ) 郵送により交付を受ける場合

交付場所宛てに返信用切手 250円分を同封の上、申し込むこと。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成28年 2 月 5 日（金）午後 4 時から

イ 場所

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の 3、85の 4

京都府警察本部本館地下入札室

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される平成28年度における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（平成28年京都府告示第 1 号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、「コンピュータ・関連機器」、「電気機器」又は「文房具・事務機器」に登録されているものであること。
- (3) 1 の (1)の業務を契約期間中に確実に履行することができると認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2 の (2)の アに同じ。

イ 提出場所

2 の (1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前 9 時から午後 5 時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3 の (2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

平成28年 2 月 2 日（火）から平成28年 2 月18日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。提出時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わない

いことがある。

(イ) 資格に関する文書を入手するための手段

原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1268359158050.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課物品担当

電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

平成28年3月15日(火) 午後2時

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

平成28年3月14日(月)

(イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ・入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、この入札に係る落札者の決定は、平成28年度予算の京都府議会の議決を条件とし、平成28年4月1日付けで行うこととする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 入札の執行

この入札に係る平成28年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

9 その他

(1) この入札の実施については、1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情の申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be leased

Lease contract for making equipment of IC card type driver's license and purchase of materials for making IC card type driver's license

(2) The time, date and place for tender

2:00 PM Tue., 15, March, 2016

Tender room in the basement, the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3, 85-4 Yabunouchi-cho, Kamanza-higashiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto
602-8550 Japan

(3) Time-limit for tender by mail

Mon., 14, March, 2016

- (4) The time, date and place for the opening of tender

2 :00 PM Tue., 15, March, 2016

Tender room in the basement, the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3, 85-4 Yabunouchi-cho, Kamanza-higashiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto

602-8550 Japan

- (5) Contact point for the notice

Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3, 85-4 Yabunouchi-cho, Kamanza-higashiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto

602-8550 Japan

TEL 075-451-9111 Ext. 2251

入 札 説 明 書

I C 運転免許証作成システム機器の賃貸借及び I C 運転免許証作成用材料の購入

(平成28年 2 月 2 日付け公告分)

京 都 府 警 察 本 部 総 務 部 会 計 課

I C 運転免許証作成システム機器の賃貸借及び I C 運転免許証作成用材料の購入に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

1 公告日

平成 28 年 2 月 2 日

2 契約担当者

京都府警察本部長 坂井 孝行

3 担当部局

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町 85 の 3、85 の 4

京都府警察本部総務部会計課 電話 075-451-9111 内線 2251

4 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

I C 運転免許証作成システム機器の賃貸借及び I C 運転免許証作成用材料の購入一式

(2) 業務の仕様等

仕様書のとおり

(3) 契約期間

平成 28 年 9 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日まで

(4) 契約書

この入札における契約事項は、別紙、基本契約書によることとする。

4. の (3) の契約期間内の I C 運転免許証作成システム機器の賃貸借契約及び 4. の (3) の契約期間内の各年度における I C 運転免許証作成用材料の売買契約の個別の契約事項については、別途、この基本契約に基づく個別契約によることとする。

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件等を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される平成 28 年度における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（平成 28 年京都府告示第 1 号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「コンピュータ・関連機器」、「電気機器」又は「文房具・事務機器」に登録されているものであること。

(3) 4. の (1) の業務を契約期間中に確実に履行することができると認められる者であること。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最

終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

- (5) 4の(1)の業務に係る保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

6 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 交付期間

平成28年2月2日(火)から平成28年3月1日(火)までの間(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(2) 交付場所

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
京都府警察本部総務部会計課調度係 電話075-451-9111 内線2251

(3) 交付方法

ア 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する。

イ 郵送により交付を受ける場合

交付場所宛てに返信用切手 250円分を同封の上申し込むこと。

7 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時

平成28年2月5日(月)午後4時から

(2) 場所

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
京都府警察本部本館地下入札室

8 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

6の(1)に同じ。

イ 提出場所

6の(2)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 提出書類

日本語で記載された次の書類を提出すること。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 競争入札参加資格審査結果通知書（写）
- ウ IC運転免許証作成システム機器構成表
- エ 応札機器性能保証書
- オ IC運転免許証作成用材料明細書
- カ アフターサービス体制報告書

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書の受付後、平成28年3月11日（金）までに一般競争入札参加資格確認結果通知（以下「確認結果通知」という。）により通知する。

(4) その他

- ア 確認申請書の作成等に要する費用は入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- イ 5の（2）の競争入札参加資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

平成28年2月2日（火）から平成28年2月18日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書入手するための手段

原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1268359158050.html>）からダウンロードすること。

(ロ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課物品担当
電話075-414-5428

9 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

- ア 日時
平成28年3月15日（火）午後2時
- イ 場所
7の（2）に同じ。

(2) 入札方法

- ア 入札書は、持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。
- イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。この場合において、入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当

該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ 入札書は、直接提出する場合は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「平成28年3月15日 I C運転免許証作成システム機器の賃貸借及び I C運転免許証作成用材料の購入入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がない場合で、直ちに再度入札を行うときは、この限りでない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められたものが1人であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は、2回までとする。

カ 確認結果通知又はその写しを入札日に会場において提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 確認結果通知を受けた者で入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を持参又は郵送により事前に提出すること。

(3) 郵送による入札方法

ア 受領期限

平成28年3月14日（月）必着

イ 提出先

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4

京都府警察本部総務部会計課長

ウ 郵便の種類は、書留郵便とする。

エ 当該郵送による入札者又は代理人が開札に立ち会わない場合における再度入札については、あらかじめ郵便入札に同封しておくこととする。

なお、この場合の再度入札については、一回目の最低入札価格が示達できないため、入札の無効となることがある。

オ 封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、表封筒に「平成28年3月15日 I C運転免許証作成システム機器の賃貸借及び I C運転免許証作成用材料の購入入札書在中」と朱書するとともに確認結果通知又はその写しを同封し、京都府警察本部総務部会計課長あての親展とする。

なお、郵便により再度入札を行う場合においては、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、表封筒に「平成28年3月15日 I C運転免許証作成システム機器の賃貸借及び I C運転免許証作成用材料の購入再入札書在中」と朱書きした中封筒を「平成28年3月15日 I C運転免許証作成システム機器の賃貸借及び I C運転免許証作成用材料の購入入札書在中」中封筒とともに同封する。

カ 入札書を代理人名で提出するときは、委任状を同封する。ただし、当該代理人が

開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

- (4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

- (5) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- (6) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、契約担当者は、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

- (7) 入札者は、入札説明書並びに別添仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (8) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は総価格とし、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (9) 開札

ア 開札は、9 の (1) に掲げる日時及び場所において、入札者又は、その代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及びアの立会職員以外の者は入場することはできない。

- (10) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む。）は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札書の受領期限までに入札書が到着しなかった場合

オ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者のした入札

- カ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
- キ 金額、氏名及び印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者のした入札
- ケ 再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者のした入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札予定者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

11 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

12 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

13 入札の執行

この入札に係る平成28年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

14 契約書の作成の要否

要する。

15 その他必要な事項

(1) この入札の実施については、1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 本公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情の申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

入 札 結 果 報 告 書

業 務 名	貸貸借期間	納入場所
I C 運転免許証作成システム機器の貸貸借及び I C 運転免許証作成用材料の購入	平成28年9月1日から 平成33年12月31日まで	京都府警察本部長が指定する場所

上記の業務について、下記の通り入札を執行しました。

平成28年3月15日

京 都 府 警 察 本 部 長 殿

入 札 場 所	京 都 府 警 察 本 部		日時	平成28年3月15日午後2時00分	
入 札 業 者 名	第 1 回		第 2 回		摘要
	順位	金 額 (円)	順位	金 額 (円)	
(株)DNPアイディーシステム 東京都新橋区	1	506,172,124		(税金額) 546,665,893	落札
富士フィルムイメージングシステムズ(株) 東京都品川区	2	1,383,035,754		1,493,678,614	
(株)東芝関西支社 大阪市	3	1,786,901,600		1,929,853,728	

入札金額×8% (円)	契 約 金 額 (円)
40,493,769	546,665,893